

入札公告

次のとおり、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 18 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 工事名 住吉一丁目地区公共下水道整備工事

2 工事場所 広島県廿日市市 住吉一丁目 地内

3 工事概要 工事延長 L = 2 4 9 . 2 m

管路施設工

雨水推進工 RMΦ 9 5 0 L = 2 3 8 . 2 m, FRPMΦ 9 0 0 L = 1 1 . 0 m

雨水人孔工 N = 2 基, 付帯工 N = 1 式

4 工期 契約締結の日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日まで

5 予定価格 435, 113, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

6 調査基準価格 事後公表

7 入札区分

- (1) 本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する事後審査型一般競争入札である。
- (2) 本件工事に係る入札は、広島県電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札対象案件である。
- (3) 原則、書面による入札を認めない電子入札システム利用限定の案件である。

8 入札参加条件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、(1)の業種についてのものとする。

(1) 令和 7 ・ 8 年度建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事
(2) 認定された一般競争入札参加資格の格付の等級又は評定値の範囲 ※ (1)の業種がプレストレストコンクリート工事である場合は土木一式工事、法面処理工事である場合はとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、鋼構造物工事についての許可とする。 ※ 評定値は、(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書による。	格付の等級 「A」又は「B」
(3) 年間平均完成工事高 ※ (1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書による。	304, 000, 000 円以上
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地 ※ 営業所とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項で許可を受けた営業所とする。 ※ 主たる営業所とは、8 (1)の業種として建設業許可申請書の「主たる営業所」欄に記載されている営業所で、かつ、8 (1)の業種として廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。	主たる営業所を広島県内に有していること。

(5) 建設業法第 15 条の許可（特定建設業許可）の要否 ※ (1) の業種がプレストレストコンクリート工事である場合は土木一式工事、法面処理工事である場合はとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、鋼構造物工事についての許可とする。	要
(6) 元請施工実績（種類及び規模）	平成 22 年度以降に完成・引渡しが完了した広島県内の施工工事で、国及び地方公共団体又は公共法人並びに特別目的会社が発注した中大口径推進工事における、刃口式、泥水式、土圧式、泥濃式推進工法又は密閉型シールド工法のうち、次に掲げる条件の元請又は一次下請（※ 1）の施工実績を有すること。（ア及びイの施工実績については同一工事とする。） （※ 1） 一次下請の施工実績とは、平成 22 年度以降に完成・引渡しが完了した廿日市市発注の施工工事で、当該工事の専門工事部分（管渠推進部分）の施工実績をいう。 なお、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20% 以上の場合に限る。 ※公共法人：法人税法別表第 1 に掲げる法人 ※特別目的会社：地方公共団体等との契約により P F I 事業を行う共同企業体（S P C） ア 管の呼び径 800mm 以上（密閉型シールドの場合は仕上り内径）の実績 イ 最大スパン長 100m 以上（密閉型シールドの場合は施工延長）の実績
(7) 配置技術者 次のいずれにも該当する技術者を本件工事の現場に 1 名配置できること。 ア (1) に掲げる業種に係る監理技術者の資格を有する者 イ (1) に掲げる業種の元請又は一次下請の経験（監理技術者又は現場代理人としての経験に限る。）を有する者	
(8) その他 ア 本件工事に係る設計業務の受託者（(株) 日水コン）以外の者であって、かつ、当該受託者と資本又は人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。 (7) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている (4) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている イ 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けていないこと。 ウ 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。 エ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。 カ 入札公告に記載した予定価格以下の金額で入札できること。 キ 入札者名義の IC カードを取得し、電子入札システムの利用者登録を完了していること。 ク 次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。 (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務 (4) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務 (7) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務	

9 設計図書等

(1) 閲覧場所	ア 設計図書等 廿日市市公式ホームページ https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10403.html （廿日市市公式ホームページのトップページ）（下へスクロール）>情報をさがす>担当部署で探す>契約課>新着情報>入札公告（建設工事） イ 設計図書等のパスワード照会・回答書
-----------------	--

	「パスワード照会・回答書」に必要事項を記載の上、公告日から入札日の前日までの市役所開庁日の9時から16時までの間にメールで照会してください。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10403.html （廿日市市公式ホームページのトップページ）>（下へスクロール）>情報をさがす>担当部署で探す>契約課>新着情報>入札公告（建設工事） ウ 設計図書等の閲覧方法 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/112350.html （廿日市市公式ホームページのトップページ）>（下へスクロール）>情報をさがす>担当部署で探す>契約課>入札発注情報>設計図書等の閲覧方法
(2) 閲覧期間	公告日から令和7年9月12日まで

10 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問書の提出期間	公告日から令和7年9月2日 午後5時まで（閉庁日を除く。）
(2) 質問に対する回答書の閲覧期間	令和7年9月9日から令和7年9月17日 午後4時まで（閉庁日を除く。）
(3) 質問書の提出場所及び回答書の閲覧場所	建設部 下水道建設課

11 入札書受付期間及び開札予定日時

(1) 入札書受付期間	令和7年9月16日から令和7年9月17日までの午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで）
(2) 開札日時	令和7年9月18日 午後1時35分
(3) 開札場所	廿日市市役所 5階 501会議室

12 技術資料

本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料及び資格要件確認書類を、別々の封筒に封入の上、併せて提出すること。

技術資料の提出がない場合、当該入札者の入札は無効とする。

(1) 提出期間	令和7年9月16日から令和7年9月17日までの午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで） ※ 11(1)と同じ
(2) 提出方法	技術資料は、次の事項を明記した封筒に封入して、封印の上、持参により提出すること。 ・当該入札に係る建設工事の名称、開札予定日時、提出者の商号又は名称及び「技術資料」という文言 ※ 封入方法については、廿日市市ホームページに掲載している「入札書、工事費内訳書、技術資料及び資格要件確認書類封筒作成例」を参照すること。URLは次のとおり。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10401.html （廿日市市公式ホームページのトップページ）>担当部署で探す>契約課>電子入札の処理方法
(3) 提出書類	総合評価方式説明書（地域実績評価型）のとおりとする。
(4) 提出場所	廿日市市役所 5階 契約課

13 資格要件確認書類

本件入札に参加を希望する者は、次により資格要件確認書類及び技術資料を、別々の封筒に封入の上、併せて提出すること。

資格要件確認書類の提出がない場合、当該入札者の入札は無効とする。

(1) 提出期間	令和7年9月16日から令和7年9月17日までの午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで） ※ 11(1)と同じ
(2) 提出方法	資格要件確認書類は、次の事項を明記した封筒に封入して、封印の上、持参により提出すること。 ・当該入札に係る建設工事の名称、開札予定日時、提出者の商号又は名称及び「資格要件確認書類」という文言 ※ 封入方法については、廿日市市ホームページに掲載している「入札書、工事費内訳書、技術資料及び資格要件確認書類封筒作成例」を参照すること。URLは次のとおり。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10401.html

	(廿日市市公式ホームページのトップページ)担当部署で探す>契約課>電子入札の処理方法)	
(3) 提出書類	ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）	要
	イ 施工実績調書（様式第2号）及びその確認資料 ※ 記載された施工実績の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること。 <u>（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。</u> これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等、 <u>入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるもの</u> も併せて添付すること。）	要
	ウ 配置予定技術者調書（様式第3号）及びその確認資料 ※ 配置予定技術者の施工経験の確認資料として、竣工時カルテの写しを添付すること。竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付すること。） ※ 配置予定技術者の資格の確認資料として、次の書類を提出すること。 ・ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること）及び監理技術者講習修了証の写し（表面のみ）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証の写しで監理技術者講習を修了したことが確認できる場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要とする。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。 ・ 主任技術者を配置する場合は、資格を確認できる書類の写しを添付すること。 ・ 建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者については、当該認定について確認できる資料の写しを添付すること。 ※ 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、配置予定技術者調書及びその確認資料を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。複数の技術者を記入する場合は、本様式を複写して添付すること。 ※ 配置予定技術者と受注者との雇用確認ができる資料 次のいずれか1つを添付すること。 ・ 住民税特別徴収税額通知書（写） ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写） ・ 健康保険被保険者証（写） ・ 上記に準ずる資料 ※監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りではない。 ※いずれも雇用関係の確認に関係のない項目については復元できない程度にマスキングを施すこと。 ※専任配置を要する場合にあつては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。 ※ 落札後、工事の施工に当たって、配置予定技術者調書に記載した技術者を配置すること。当該技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。 ※ 入札の結果、請負金額が4,500万円（税込）（建築一式工事の場合は9,000万円（税込））以上	要

	となる場合、契約工期中は当該技術者を専任で配置すること。なお、当該技術者に手持ち工事がある場合は、契約日までに手持ち工事をはずすこと。ただし、設計図書（仕様書又は現場説明書）に特別な定めがある場合は、この限りでない。	
	エ 資本関係・人的関係調書（様式第４号）	要
	オ 最新の審査基準日が到来した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	要
	カ 建設業許可申請書又は別紙二の写し	要
(4) 提出場所	廿日市役所 ５階 契約課	

14 低入札価格調査報告書

電話連絡等により低入札価格調査報告書等の提出を求められた者は、次により提出すること。

調査基準価格を下回る価格で入札した者のうち、低入札価格調査報告書等を指定期限内に提出しない者の入札は無効とし、廿日市市低入札価格調査制度事務取扱要綱別記「適正な履行確保の基準」に掲げる数値的判断基準を満たしていない者は、当該基準を満たさないことが判明した時点で失格とする。

(1) 提出期間	電話連絡等を受けた日から、指定された提出期限の日まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで
(2) 提出方法	持参により提出
(3) 提出書類	ア 工事費内訳明細書 イ 低入札価格調査報告書 様式第１号 ウ 低入札価格調査報告書「当該価格で入札した理由」 様式第２号 エ 低入札価格調査報告書「労務者の確保計画」 様式第９号 オ 低入札価格調査報告書 様式第３号～様式第８号、様式第１０号（※必要に応じて提出すること。） カ その他調査基準価格を下回る価格で入札した理由を示す書類（※必要に応じて提出すること。）
(4) 提出場所	廿日市市役所 ５階 契約課

15 落札者の決定方法

本件工事は、低入札価格調査制度及び総合評価方式の対象工事である。

なお、事前に提出された１３の資格要件確認書類により、開札後に８の資格要件の確認を行うものとし、当該書類によって資格要件を満たしていることが確認できないものは落札者とししない。

16 入札保証金

免除

17 契約保証金

請負代金の１００分の１０以上

18 支払条件

- (1) 請負代金の支払限度額（年割額）
- 各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。
- 令和７年度 契約額の４０％程度で契約締結時に発注者が定める額
- 令和８年度 残額
- (2) 出来高予定額
- 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。
- 令和７年度 契約額の４０％程度で契約締結時に発注者が定める額
- 令和８年度 残額
- (3) 前金払は次のとおり支払うものとする。
- 令和７年度 契約額の１０分の４以内
- 令和８年度 ０円

- (4) 発注者は、予算の都合その他必要があるときは、(1)の支払限度額及び(2)の出来高予定額を変更することができる。
- (5) その他、建設工事請負契約約款（債務負担）の定めるところによる。

19 社会保険等未加入対策の実施について

(1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

本件工事の受注者が、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結することを、原則禁止する。本件工事の受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、受注者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求及び指名除外措置を行う。

(2) 建設業許可行政庁への通報

本件工事の受注者が提出する施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

(3) 内訳書への法定福利費の明示

社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成して発注者に提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

20 その他

(1) 入札参加者は、廿日市市契約規則、廿日市市建設工事執行規則、廿日市市入札執行規程、建設工事請負契約約款（債務負担）、廿日市市電子入札実施要領、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱、廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）、廿日市市低入札価格調査制度事務取扱要綱、廿日市市建設工事総合評価方式試行要領に従うこと。

(2) 入札説明書、総合評価方式説明書及び申請書等の様式

その他の入札条件等については、入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）及び総合評価方式説明書（地域実績評価型）のとお

り。

申請書等の様式は、廿日市市ホームページからダウンロードできる。URL は次のとおり。

- ・一般競争入札参加資格確認申請書様式及び低入札価格調査報告書等様式

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10401.html>

（廿日市市公式ホームページのトップページ＞（下へスクロール）＞情報をさがす＞担当部署で探す＞契約課＞電子入札の処理方法）

(3) 次の内容の場合、指名除外措置を行うことがある。

- ・「入札公告、8 入札参加条件」に該当しない場合
- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、5 資格要件確認書類の提出、(5)」に該当する場合
- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、8 低入札価格調査制度、(6)」に該当する場合
- ・「廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）第8条」に該当する場合
- ・「総合評価方式説明書（地域実績評価型）、1 技術資料の提出及び内容、（様式第10号）企業の地域貢献実績について②、（注）」に該当する場合
- ・「総合評価方式説明書（地域実績評価型）、1 技術資料の提出及び内容、（様式第11号）企業の地域貢献実績について③、（注）」に該当する場合
- ・「総合評価方式説明書（地域実績評価型）、2 総合評価に関する事項、(4)」に該当する場合

(4) 設計図書等を閲覧せず入札した場合、当該入札者の入札は無効とする。

また、次の内容の場合、無効とする。

- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項、(3)」に該当する場合
- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、2 入札方法等、(4)」に該当する場合
- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、4 工事内訳書、(2)」に該当する場合
- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、5 資格要件確認書類の提出、(5)」に該当する場合
- ・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、7 落札者の決定方法、(1)」に該当する場合

(5) 一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一入札に参加していることが判明した場合、一定の資本的関係又は人的関係のある会社の入札全てを無効とする。（入札書提出後に入札を辞退することは認めない。）

(6) 契約書の製本

不要

- (7) 請け負った工事などの一部下請発注及び資材等の調達については、できる範囲で地元業者（廿日市市内の業者）を利用すること。なお、地元業者以外を利用する場合は、本契約後に理由書を提出すること。

21 契約担当課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市総務部契約課 電話：0829-30-9108